

「令和4年度第2回自動車整備技能登録試験」のご案内

●申請受付期間 令和5年1月23日(月)～1月27日(金)

●学 科 試 験 日 令和5年3月26日(日)

自動車整備士国家資格を取得するための、「自動車整備技能登録試験」受験申請を下記の要領で行います。
受験希望の方は詳細を確認の上、期間内に受験申請を行って下さい。

《試験科目及び日程》

試 験 科 目	試 験 日
一級小型自動車学科試験（筆記・口述）・実技試験	学科（一級筆記）試験 令和5年3月26日（日） 一級口述試験：令和5年5月14日（日） 一級実技試験：令和5年8月27日（日）
二級ガソリン自動車学科試験	
二級ジーゼル自動車学科試験	
二級自動車シャシ学科試験	
三級自動車シャシ学科試験	
三級自動車ガソリン・エンジン学科試験	
三級自動車ジーゼル・エンジン学科試験	
三級2輪自動車学科試験	
自動車電気装置学科試験	
自動車車体学科試験	

《申請に必要なもの》

①郵便ハガキ（63円）2枚（1級小型受験者は3枚）※郵便局又はコンビニで購入してからお越し下さい。

※ハガキには何も記入しないで下さい。（名前や住所も記入しない）

②はんこ

③写真1枚 6.0cm×4.5cm 脱帽し正面から写したもの（振興会でも撮影可、500円）

④整備技能者手帳（持っている方のみ）

⑤受験手数料（一級以外の学科試験／7,200円 ・一級学科試験／9,300円 ・一級実技試験／14,000円）

⑥登録試験申請書（用紙は神戸・姫路両事務局にあります）

⑦実務経験証明書（自動車の整備作業実務の経験年数を証明する書面）

※整備技能者手帳に就職日の記載、押印が有る方は手帳にて確認します。（証明書は不要）

※手帳に記載のない方、又は手帳を作成していない方は実務経験証明書の提出が必要です。

※実務経験証明書用紙が必要な方はお電話下さい。教育・技術課直通電話 078-441-1604

※高等学校の機械、電気又は電子に関する学科を卒業された方は、必要実務経験年数を短縮できる場合があります。短縮した実務経験で受験される方は、機械科等の卒業を証明できる書類（卒業証書等）をお持ち下さい。

※整備士養成の短大や専門学校を卒業され、実務経験が不要の方はその卒業証書等をお持ち下さい。

整備技能者手帳に卒業学校名の記載と振興会印の有る方は手帳にて確認します。（その場合卒業証書不要）

《申請場所及び申請期間》

申請場所： 兵庫県自動車整備振興会 神戸事務所 神戸市東灘区魚崎浜町 3 3 Tel078-441-1604
 同 姫路事務所 姫路市飾磨区中島 3 3 2 3 Tel079-235-1117
 申請期間： 令和 5 年 1 月 2 3 日（月）～ 1 月 2 7 日（金）
 受付時間： 午前の部 9：00～11：30 午後の部 13：00～16：30

《受験資格》

令和 5 年 3 月 2 5 日（試験の前日）までに下表の実務経験年数や条件を満たしていなければ受験出来ません。
 ※機械・電気又は電子に関する学科についての詳細は、事務局までお問い合わせ下さい。

一級小型	筆記試験	二級合格者で一種養成施設の一級課程修了者	実務経験不要
		上記以外の者	二級合格後 3 年以上（二級シャシは除く）
	口述試験	令和 3 年 3 月以降の一級小型自動車学科試験合格者	
	実技試験	令和 3 年 5 月以降の一級小型自動車口述試験合格者	

二級ガソリン 二級ジーゼル	一種養成施設の二級課程修了者	実務経験不要
	認定大学の二級課程卒業生	実務経験不要
	大学又は高等専門学校等（機械、電気又は電子に関する学科）卒業生	三級合格後 1 年 6 ヶ月以上又は二級シャシ合格後 6 ヶ月以上
	一種養成施設の三級課程修了者	三級合格後 2 年以上又は二級シャシ合格後 1 年以上
	高等学校（機械、電気又は電子に関する学科）卒業生	三級合格後 2 年以上又は二級シャシ合格後 1 年以上
	上記以外の者	三級合格後 3 年以上又は二級シャシ合格後 1 年以上

二級シャシ	一種養成施設の二級課程修了者	実務経験不要
	認定大学の二級課程卒業生	実務経験不要
	大学又は高等専門学校等（機械、電気又は電子に関する学科）卒業生	三級、タイヤ又は自動車車体合格後 1 年以上
	一種養成施設の三級課程修了者	三級、タイヤ又は自動車車体合格後 1 年 6 ヶ月以上
	高等学校（機械、電気又は電子に関する学科）卒業生	三級、タイヤ又は自動車車体合格後 1 年 6 ヶ月以上
	上記以外の者	三級、タイヤ又は自動車車体合格後 2 年以上

三級シャシ	一種養成施設の二級課程修了者	実務経験不要
	認定大学の二級課程卒業生	実務経験不要
	大学又は高等専門学校等 (機械、電気又は電子に関する 学科) 卒業生	6 ヶ月以上
	一種養成施設の三級課程修了者	実務経験不要
	高等学校 (機械、電気又は電子 に関する学科) 卒業生	6 ヶ月以上
	タイヤ整備士合格者	実務経験不要
	車体整備士合格者	実務経験不要
	上記以外の者	1 年以上

三級ガソリン 三級ジーゼル	一種養成施設の二級課程修了者	実務経験不要
	認定大学の二級課程卒業生	実務経験不要
	大学又は高等専門学校 (機械、電気又は電子に関する 学科) 卒業生	6 ヶ月以上
	一種養成施設の三級課程修了者	実務経験不要
	高等学校 (機械、電気又は電子 に関する学科) 卒業生	6 ヶ月以上
	電気装置整備士合格者	実務経験不要
	上記以外の者	1 年以上

三級 2 輪	一種養成施設の二級課程修了者	実務経験不要
	認定大学の二級課程卒業生	実務経験不要
	大学又は高等専門学校 (機械、電気又は電子に関する 学科) 卒業生	6 ヶ月以上
	一種養成施設の三級課程修了者	実務経験不要
	高等学校 (機械、電気又は電子 に関する学科) 卒業生	6 ヶ月以上
	上記以外の者	1 年以上

自動車電気装置	一種養成施設の二級課程修了者	1 年以上
	認定大学の二級課程卒業生	1 年以上
	大学又は高等専門学校 (機械、電気または電子に関する 学科) 卒業生	1 年 6 ヶ月以上
	上記以外の者	2 年以上

自動車車体	一種養成施設の車体の課程修了者	実務経験不要
	認定大学の車体の課程	実務経験不要
	大学又は高等専門学校 (機械、電気又は電子に関する学科) 卒業生	1年6ヶ月以上
	一種養成施設又は認定大学の二級課程修了者	1年以上
	上記以外の者	2年以上

【二級シャシ・三級2輪、三級ジーゼル・自動車電気装置・自動車車体を受験される方へ】

これらの資格を取得するには、登録実技試験が実施されませんので、実技試験免除講習を受講する、または国が行う検定実技試験（二級シャシ・自動車電気装置）を受験し合格する必要がありますが、これら科目の実技試験免除講習受講希望者が減少傾向にあり、講習が開講できない場合があります。また、兵庫県では二級シャシ、三級ジーゼル、自動車電気装置に関して講習開講予定はありません。

学科試験の合格有効期間は合格日から2年間であり、その期日を過ぎると合格は無効となります。学科試験は毎年実施されますので、先に実技試験免除の講習を修了してから学科試験を受験されることをお勧めいたします。

《試験会場について》

試 験 科 目	試 験 会 場
一級小型自動車 学科試験	神戸会場 兵庫県自動車整備会館 又は 姫路会場 姫路自動車整備教育会館 申請時にご希望の会場をお伝え下さい
二級ガソリン自動車 学科試験	
二級ジーゼル自動車 学科試験	
二級自動車シャシ 学科試験	
三級自動車シャシ 学科試験	
三級自動車ガソリン・エンジン 学科試験	
三級自動車ジーゼル・エンジン 学科試験	
三級2輪自動車 学科試験	
自動車電気装置 学科試験	
自動車車体 学科試験	

※一級小型自動車《口述試験》《実技試験》は大阪で実施される予定です。